



# 島根県報

平成28年4月5日（火）

第2,790号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（       "       ）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	3
保安林の指定（2件）	（       "       ）	4
臨港地区の指定	（港湾空港課）	5

### 【公 告】

基本測量の実施	（技術管理課）	5
公共測量の終了（2件）	（       "       ）	6

**告 示****島根県告示第266号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 たすけあい平田	通所介護	NPO法人たすけあい	出雲市西代町1032-4	平成28年3月30日
	介護予防通所介護	平田デイサービスセンターさわやか		

**島根県告示第267号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
かもめ薬局稗原店	出雲市稗原町2487-1	育成医療 更生医療	平成28年4月1日

**島根県告示第268号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人クレヨンルーム	クレヨンルーム	益田市須子町43-14渋谷ビル	平成28年4月1日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社木やサービス	放課後等デイサービス モッキー	松江市津田町309-12	平成28年4月1日
社会福祉法人いわみ福祉会	こくぶ学園	浜田市上府町イ2589	平成28年4月1日
社会福祉法人須子福祉会	ポシブル	益田市須子町イ334-10	平成28年4月1日
一般社団法人クレヨンルーム	クレヨンルーム	益田市須子町43-14渋谷ビル	平成28年4月1日
社会福祉法人雲南ひまわり福祉会	ひなたぼっこきすき	雲南市木次町東日登356-4	平成28年4月1日

**島根県告示第269号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

八尾川以南土地改良区

**1 就任した役員の氏名及び住所****理事**

谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487番地  
松森喜代治 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地  
河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1  
嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木字尼寺山21番地 1  
藤原 正美 隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二58番地  
崎 文夫 隠岐郡隠岐の島町上西津戸畑40  
村上 淳一 隠岐郡隠岐の島町下西839番地

**監事**

河本多喜夫 隠岐郡隠岐の島町下西469番地内 1  
藤野 輝男 隠岐郡隠岐の島町加茂980番地

**2 就任年月日**

平成27年2月17日

**3 退任した役員の氏名及び住所****理事**

松森 豊 隠岐郡隠岐の島町城北町212番地  
谷口 正 隠岐郡隠岐の島町下西487番地  
河北 尚夫 隠岐郡隠岐の島町下西861番地 1  
嶋田 時男 隠岐郡隠岐の島町有木字尼寺山21番地 1  
藤原 正美 隠岐郡隠岐の島町西町八尾の二58番地  
崎 文夫 隠岐郡隠岐の島町上西津戸畑40  
村上 淳一 隠岐郡隠岐の島町下西839番地

**監事**

上野 秀夫 隠岐郡隠岐の島町下西544番地 2  
河本多喜夫 隠岐郡隠岐の島町下西469番地内 1

**島根県告示第270号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

安来市広瀬町上山佐2853

**2 指定の目的**

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第271号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

浜田市上府町ロ222、ロ223-1、ロ251、ロ251-1、ロ702-1からロ702-3まで、ロ703からロ705まで、ロ706-1、ロ910、ロ912、ロ916-1、ロ916-2、ロ917、ロ919、ロ920-1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第272号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

江津市有福温泉町本明1175、1465、1465-3

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第273号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 臨港地区の区域

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ

#### 2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び西ノ島町役場

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

基本測量「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量

#### 2 作業期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

#### 3 作業地域

県内全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年3月15日に終了した旨国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 作業種類

公共測量（基準点測量・水準測量）

## 2 作業期間

平成28年 1 月18日から同年 3 月15日まで

## 3 作業地域

出雲市

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年 3 月18日に終了した旨益田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成28年 4 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

## 2 作業期間

平成27年10月 2 日から平成28年 3 月18日まで

## 3 作業地域

益田市